

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月七日奈良県指令高土第三二一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第九六八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第四〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一三九番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内三九三番地

株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市八川一三九番三の一部

下水道 葛城市八川一三九番三の一部

一 許可番号

令和二年七月三日奈良県指令高土第三二一―八号

令和二年十月八日奈良県指令高土第三二一―八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第九六九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第四〇六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市下田西四丁目一一四番六、一一四番七、一一四番八、一一四番九及び一一四

番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市下田西一丁目二番三四号

株式会社福井組 代表取締役 福井春光

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田西四丁目一一四番九

下水道 香芝市下田西四丁目一一四番九の一部

一 許可番号

令和二年八月四日奈良県指令高土第三二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第九七〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十月十六日高土第四〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市八川一一二番二、一一二番五、一一二番六、一一二番七、一一二番八及び一

一二番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市木戸一〇番三

米田昂平

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市八川一一二番八

下水道 葛城市八川一一二番八の一部